

# 阿賀野市立分田小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等全体に係る内容

### (1) いじめの防止のための取組

#### ①方針

「いじめは、どこにでも、だれにでも起こりうるものである」という認識を常に持ち続け、児童が安心して学校生活を送ることができるような学校を創る。そのために、一人一人の児童が、友達と関わりながら自己肯定感や有用感を高め、自他の命や心を大切にしながら成長していくことができるような教育活動・運営活動を実施する。さらに、計画的に振り返りや見直しを行い、常に改善していく。

#### ②具体的な取組内容

- ア) 一人一人を大切にする学級経営・教育活動の推進
  - 自分と他の違いやよさを積極的に認め、活かしながら学級で生活していくことができるように、子どもの自治能力を高め活かす学級経営をする。いじめ見逃しゼロ集会を6月10月に行う。
- イ) 助けたり助けられたりする経験を積む異年齢交流（縦割り班活動・学年部交流）
  - 全学年で構成される縦割り班や学年部での活動を充実させ、たくさんの仲間と交流し、自分の役割を果たそうとする意識や連帯意識・所属意識を養う。
- ウ) 道徳教育の充実、構成的グループエンカウンター（SGE）、ソーシャルスキル教育（SST）の実施
  - 体験的共感的な道徳教育を行い、豊かな心を育てるとともに、SGEやSSTを年間に位置づけ、対人関係スキルや自己認識スキルを高める。
- エ) 保護者・地域との情報共有、行動連携
  - 保護者との密な連携により、いじめの兆候や児童の変化を見逃さず、よりよい支援ができるようにする。（子どもとともに1・2・3運動の徹底）また、あいさつ運動や生活見直し週間などの活動を通して、学校と保護者・地域が課題や目標を共通理解して行動連携する。
- オ) 教職員の研修
  - いじめを見逃さないための研修やカウンセリング研修、ソーシャルスキル研修などを行い、いじめの未然防止を確実に行う力を付ける。
- カ) 当校の学校評価の方法であるPDCAサイクルの考えに従い、年間計画に位置付けられている「児童アンケート」及び教育相談を実施する。そして、その成果や反省を踏まえて取組が適切に行われたか否かを検証する。
- キ) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
  - スマートフォンやインターネット利用に関わる児童の実態把握に努め、関連機関と連携の上、ネットいじめの未然防止に努める。

#### ③年間計画（詳細は、巻末「分田小学校いじめ防止プログラム」参照

|     | ア学級経営イ縦割り班          | ウ道徳・SGE・SST                         | エ連携                              | オ研修                           |
|-----|---------------------|-------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 4月  | めあてと所属意識の醸成         | SST①集団行動領域<br>全校SGE                 | 学校説明会<br>いじめ対策委員会<br>学習参観        | 基本方針の共有<br>いじめ対策理解<br>子どもを語る会 |
| 5月  | 運動会を目指した意欲の醸成       | SST②集団行動領域                          | あいさつ運動<br>運動会<br>生徒指導だより         |                               |
| 6月  | 自らの生活を見直し改善する具体策の設定 | いじめ見逃しゼロ集会①<br>SST③言語コミュニケーション領域    | 家庭学習強化週間<br>教育相談週間               |                               |
| 7月  | 1学期の振り返りによる肯定感の醸成   | SST④情緒的行動領域                         | 学校評価<br>生徒指導だより                  |                               |
| 8月  |                     |                                     |                                  | いじめ防止研修<br>人権教育、同和教育研修        |
| 9月  | めあてと所属意識の醸成         | 「生きる」を活用した道徳授業<br>・SST⑤自己・他者認知領域    | 学習参観・道徳授業<br>公開                  | 子どもを語る会                       |
| 10月 | 各種行事への意欲付け・評価       | 全校SGE（縦割り発会式）<br>・SST⑥言語コミュニケーション領域 | あいさつ運動文化祭<br>いじめ対策委員会<br>生徒指導だより |                               |

|     |                    |   |                     |             |
|-----|--------------------|---|---------------------|-------------|
| 11月 | 行事を通じた自治能力の育成      | いじめ見逃しゼロ集会②<br>全校SGE（フェスティバル）<br>・SST⑦情緒的行動領域 | 家庭学習強化週間            |             |
| 12月 | 活動の振り返りによる自己有用感の感受 |   | 生徒指導だより             | 人権教育、同和教育研修 |
| 1月  | めあてと所属意識の醸成        | ・SST⑧非言語コミュニケーション領域                           |                     | 子どもを語る会     |
| 2月  | 1年間の振り返りと、成長の自覚    | ・SST⑨自己・他者認知領域                                | 学校評価・説明会<br>学校評議員会議 |             |
| 3月  | 次の学年への希望           | ・SST⑩自己・他者認知領域                                | いじめ対策委員会<br>生徒指導便り  | 子どもを語る会     |

## (2) 早期発見・早期対応の在り方

### ①方針

#### <早期発見>

児童の様子や言動の日常観察により、いじめの兆候や児童の困り感の把握に努める。また、定期的にアンケートや調査、保護者との密な情報交換を行うことにより、児童が感じているストレスを把握し、改善に努める。

#### <早期対応>

いじめに発展すると思われる状況やいじめと認められる状況を把握したら、直ちに、生活指導主任に報告する。生活指導主任は、教頭・校長に報告し、即対応策について検討する。また、関係児童への聞き取りや保護者への連絡についても、担任自身など一部の教職員のみで判断することなく、学校の判断として校長が責任を持って行う。

### ②具体的な取組内容

#### ア) 情報収集と記録・共通理解

毎週木曜日の職員終会で、児童の情報交換を行う。また、それらの情報についてささいなことでも記録に残し、その後の指導に役立てる。

また、毎月の職員会議の最後に児童の情報交換を設ける。担任は、学級の児童についての情報を提示し、他職員は自らの気付きを付け加える。

#### イ) QU、学校生活アンケートの実施

年2回、QUと学校生活アンケートを実施する。また、実施後は、児童一人一人と担任が面談する時間を設定し、児童の内面について見取りと支援を行う。

それらの結果については、個別面談等で保護者と共有する。また、子どもを語る会を実施し、全職員で共通理解し、その後の見取りや指導に活かす。

#### ウ) 教員の研修 夏季休業中に実施する。

いじめ防止教育研修 : 児童理解といじめ対応について学ぶ

人権教育、同和教育研修 : 同和問題への正しい理解、人権感覚を磨く

### ③年間計画

|     | ア) 情報交換・記録             | イ) QU・学校生活アンケート | ウ) 教員の研修                 |
|-----|------------------------|-----------------|--------------------------|
| 4月  | 子どもを語る会①<br>いじめ対応フロー理解 |                 | 子どもを語る会<br>カウンセリング研修     |
| 5月  | 特別支援スクリーニング            |                 | スクリーニング研修                |
| 6月  | 子どもを語る会②               | QU・学校生活アンケート    | 子どもを語る会                  |
| 7月  | 学校評価・改善策検討             |                 |                          |
| 8月  |                        |                 | いじめ防止教育研修<br>人権教育・同和教育研修 |
| 9月  | 夏休み後の見取りと面談            |                 |                          |
| 10月 | 子どもを語る会③               | QU・学校生活アンケート    | 子どもを語る会                  |
| 11月 |                        |                 |                          |
| 12月 |                        |                 |                          |
| 1月  | 冬休み後の見取りと面談            |                 |                          |
| 2月  |                        |                 |                          |
| 3月  | 記録の整理と引き継ぎ             |                 |                          |

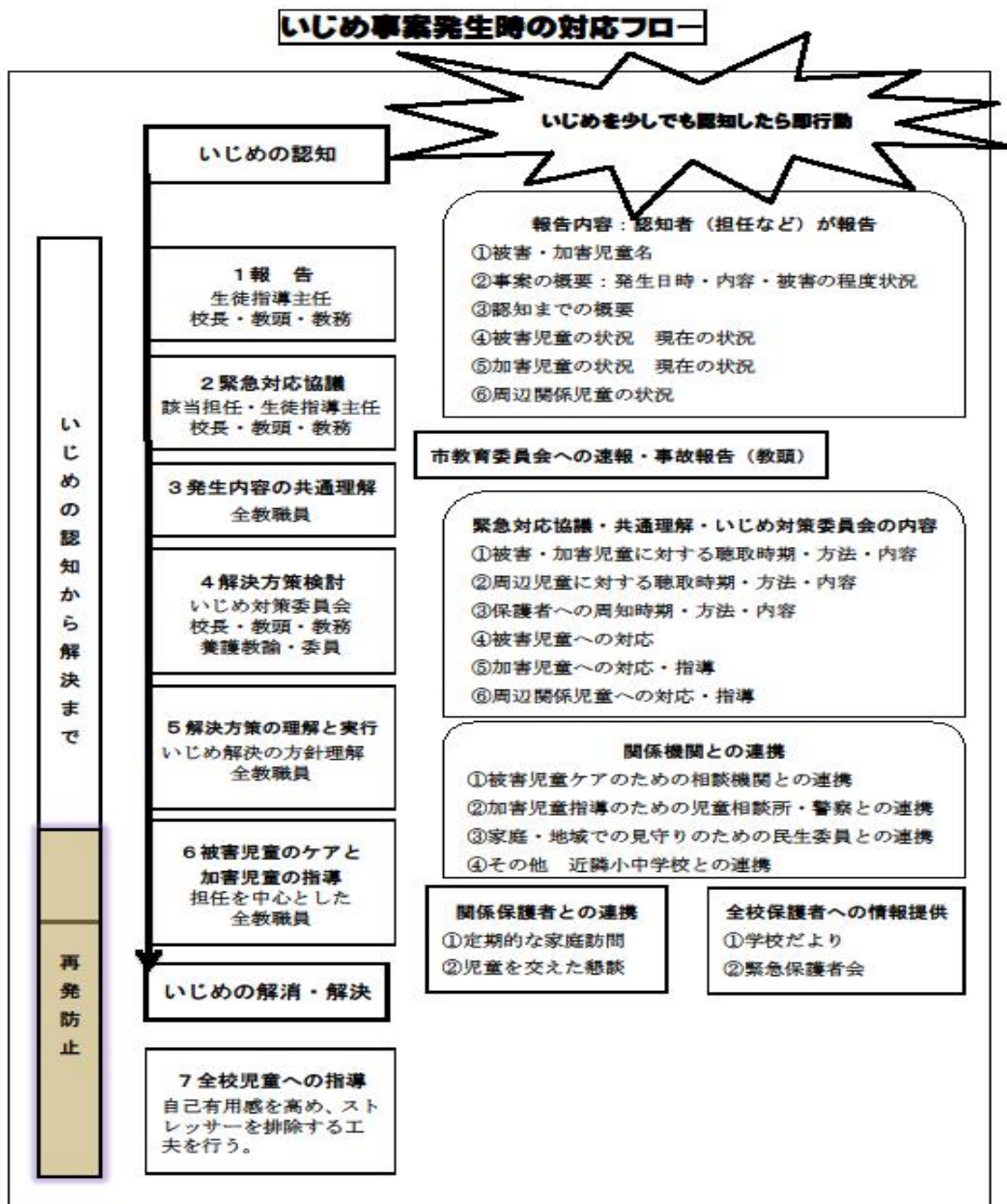
### (3) いじめに対する措置

#### ①方針

いじめと認められる事案が発生した場合、直ちに保護者並びに関係機関との連携を図りながら、第一に被害児童のケアに努める。また、加害児童に対して、心に訴える指導を行い、保護者の協力を得ながら行いを内省し二度といじめをしない決意が持てるようにする。

いじめの事実・概要・要因と考えられることなどの検証を行い、全教職員で共通理解し、再発防止に向けた指導並びに教育活動の改善を行う。

#### ②具体的な取組（再掲：巻末 いじめ発生時の対応フロー）



### (4) 教育相談体制

#### ①方針

#### ア) 校内の相談体制

児童の様々な困り感に対応し、円滑な学校生活・社会生活を営むことができるよう、日頃から児童と教職員の信頼関係を構築する。その上で、積極的に児童に声がけするなど、待つ教育相談ではなく、働きかける教育相談を実施する。その際には、傾聴を大事にし、児童の思いを聞き取り、困り感の排除やストレスの解決に向けて可能な限り共に努力する。また、全児童と担任との教育相談を計画的に実施し、行動や態度に表れない心の見取りに努める。

#### イ) 校外関係機関との連携による相談体制

必要に応じて、躊躇することなく校外関係機関と連携した教育相談を行う。それに当たっては、保護者の意向、本人の気持ちを十分に斟酌し、より効果的と思われる相談機関、時期、方法等を検討する。

### ②具体的な取組内容

#### ア) 校内の相談体制

Q U・学校生活アンケートと教育相談を年2回 6月・10月に実施する。

その後、その結果を全教職員で共有し、指導に役立てる。

#### イ) 校外関係機関との連携

市教育委員会・阿賀野市子どもの心とことばの教室・阿賀野市適応教室

県立教育センター・児童相談所等の機関と必要に応じて連携する。

#### ウ) 指導後の見守り

相当の期間（3ヶ月を目安とする）が経過するまでは、いじめに関係した児童の様子を職員全体で注視し、情報を共有する。期間が経過した段階で、いじめ防止対策委員会において、「新潟県いじめ防止基本方針」第3(3)エの条件に照らして、解消したかどうかの判断を行う。

### ③年間計画

6月・10月 Q U・学校生活アンケートの実施と教育相談

## (5) 生活指導体制

### ①方針

児童一人一人の健全な成長を促し、自らの自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す。そのために、教育活動全体を通じ、様々な自己選択や自己決定の場や機会を与え、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことにより、児童を育てる。

また、集団生活・社会生活を円滑に送るに必要な不可欠な規範意識の育成については、道徳教育を中心としながらも、場や機を捉えた指導を行い、集団や社会の構成員として成長することができるよう支援する。

### ②具体的な取組内容

#### ア) 「月のめあて」の設定と個人の達成目標（毎月）

生活指導部が設定する「月のめあて」を受けて、児童一人一人がそれに関わる達成目標を設定する。担任は、達成の過程での見取りや声がけを積極的に行い、児童自身が達成への努力を行い、達成後の成就感を得ることができるよう支援する。

#### イ) 諸問題への組織対応

問題行動が発生した場合、直ちに全教職員で事実や状況の共有を行い、一貫した指導方針で解決や指導に取り組むことができるようにする。

#### ウ) 社会的スキルの習得と規範の徹底

社会生活を営む上で必要なスキルを、年間計画に則り指導し身につけさせる。また、誤った行動に対しては毅然とした態度で指導し、規範の徹底に努める。

#### エ) 児童の実態把握及び 関連機関との連携

児童・保護者を対象にして、SNS（スマートフォン、インターネット等）の正しい使い方について学習する機会を設け、関連機関からの指導を受ける。

## (6) 校内研修

### ①方針

児童理解・教育相談等の研修を計画的に行い、児童に寄り添った指導や支援ができるようにする。

また、人権教育、同和教育研修を長期休業中に行い、教師自身が正しい人権感覚をもち、同和問題への理解と指導をできるようにする。

②具体的な取組内容

- ア) いじめ防止・児童理解研修
- イ) 人権教育、同和教育研修

(7) 点検・見直し

①方針

いじめ防止の取組についてもグランドデザイン（豊かな心）に位置付け、年間の計画的な学校評価により、点検・評価・改善を行う。また、評価の結果や改善の方策について、保護者と共有し、共通理解と行動連携しながら改善、実行できるようにする。

「いじめを見逃さない」「いじめを絶対に許さない」という立場に立ち、常に改善を心掛け、取組内容や取組方法の見直しを行う。こうした手順を繰り返しながら、取組を継続していく。

②具体的な取組内容

ア) 学校評価による点検

学校評価の項目として設定し、全職員・全保護者・全児童で評価できるようにする。

改善策については、各部会で検討し、改善案を全職員で実行する。

イ) いじめ対策委員会での点検

年間3回のいじめ対策委員会で、現状報告、意見交換を行う。

③年間計画

学校評価 : 7月、12月

いじめ対策委員会: 4月、10月、3月

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 名称 分田小学校 いじめ対策委員会

(2) 構成委員 校長・教頭・教務・生活指導主任・養護教諭・学校評議員

(3) 全体構成図

